

【正誤表】

『作業環境測定のための労働衛生関係法令 2023-25』

作業環境測定の必要性について、下記のとおり訂正してお詫びします。

ページ・行	該当箇所	正
53・2	○有機溶剤特殊健康診断，作業環境測定⇒第1種有機溶剤等，第2種有機溶剤等のみ。第3種有機溶剤については不要：ただし， <u>第3種有機溶剤等であっても</u> ，「タンク等の内部」で「有機溶剤業務」に常時従事する労働者に対しては，法令に定める健康診断を行わなければならない。	○有機溶剤特殊健康診断，作業環境測定⇒第1種有機溶剤等，第2種有機溶剤等 <u>は必要</u> 。第3種有機溶剤については不要：ただし， <u>第3種有機溶剤等であってその成分として第1種または第2種有機溶剤を含有する場合は，それらについて作業環境測定が必要</u> 。また，「タンク等の内部」で「有機溶剤業務」に常時従事する労働者に対しては，法令に定める健康診断を行わなければならない。